



平成 19 年 5 月 17 日

各 位

会社名 旭松食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 赤羽 源一郎
(コード 2911 大証第2部)
問合せ先 経理部長 足立 恵
(TEL 06-6306-4121)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 17 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 57 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、法令で定める限度額の範囲内で取締役取締役会の決議をもってその責任を免除することが可能となり、また社外取締役および社外監査役が、期待される役割を十分に発揮できるように、両者との間で責任限定契約を締結できることが可能となる変更案第 26 条(取締役の責任免除) 変更案第 32 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、本議案第 26 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(取締役の責任免除) <u>第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>26</u>条 } (条文省略) 第<u>30</u>条</p> <p>第<u>31</u>条 } (条文省略) 第<u>34</u>条</p>	<p>第<u>27</u>条 } (現行どおり) 第<u>31</u>条</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第<u>32</u>条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>33</u>条 } (現行どおり) 第<u>36</u>条</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日

以 上